

2019年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ④

第3回協約・協定改訂団体交渉 団体交渉の軽視は許せない！！

本部は8月28日、2019年度基本協約・協定改訂第2回団体交渉に引き続き第3回団体交渉を開催しました。今回は労使関係部分の、組合掲示板の設置、上部機関の機関開催への組休出席、組合要求による協議の開催、苦情処理会議の上移、苦情処理会議への本人要請による出席、出向先での問題解決、会社施設の利用方、組合事務所の便宜供与等について議論しました。また冒頭に、社員向けリーフレットの組合員への配布について会社が団体交渉での組合の発言を信用せず、書面の提出を求めてきていることに抗議し団体交渉を軽視しないよう通告しました。また、新制度の提案に妥結とならない場合を質し、組合員には会社が施行前に説明を行うことを確認しました。

会社は今交渉で、すべてにおいて一方的な認識を組合側に押しつけてきています。組合側は認識の一致を求めて協約条文の具体的提案をしていますが、会社の認識に合わせろという姿勢が議論の中に表れています。JR東海労はこのような会社の姿勢を許さず、現場で働く者の切実な声をぶつけていきます。議論の詳細は業務速報No.1159を参照してください。

- 基本協約第1条「労働条件の維持向上を計ることを目的」とすること！
- ◆広く社員のため議論すべきである。会社運営方針など大きな目的もある。
- 組合が団体交渉の場を求めたときは、団体交渉を開催すること！
- ◆団体交渉でなくても、業務委員会や幹事間折衝でも機能している。
- 組合員のいる全ての職場に組合掲示板を設置すること！
- ◆施設管理権の範疇である。ルールは会社が決める。
- 申告があったときは苦情処理会議を開催すること。却下はお互いの意見の一致したときとすること！
- ◆現行のとおりで問題はない。
- 苦情処理会議で対立したら、解決ではない。上移するべきである！
- ◆会社は、結論が出たら一定の解決という認識である。
- 出向先で発生した問題に対する苦情処理は会社が責任をもって対応すること！
- ◆出向先会社での制度は関知していない。申し上げる立場にない。